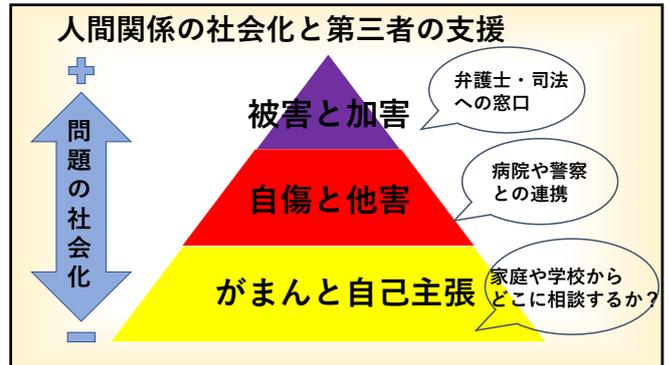


# 身近にある 被害の落とし穴

～人間関係上のトラブルの社会化と相談先～

【スライド1】



【スライド2】

## 事例1【インターネットから発展した事件】

- ・県内の高校に通うA女は、同級生のB男と交際していたものの、B男の「自分の気に入らないことがあれば暴力を振るう」という性格に嫌気がさして交際関係を解消した。
- ・交際を続けたいB男は、A女に復縁を求めるメール・SNSを頻りに送付していた。A女はそれを無視していたところ、B男は「A女は男好きの変態だ。人間のクズ」などとA女を誹謗中傷する内容のメッセージを不特定多数の者が閲覧可能なインターネットサイトに掲示したほか、A女宅に動物の死骸を送り付けるなどの嫌がらせを行うようになった。
- ・それからしばらくして、A女は下校途中にA女の後をついていたB男にナイフで刺され死亡した。
- ・なお、A女は学校や警察にも相談出来ていなかった。



【スライド3】

## 事例2【交通事故】

- ・県内の高校に通うA男は、野球部での練習を終えて帰宅途中にB女運転の車にはねられ下半身不随のけがを負った。
- ・A男をひいた車は交通事故現場から逃走したものの、警察の捜査によって運転手はB女と分かり、捜査の結果B女は事故当時「飲酒運転」であることが分かった。
- ・A男は懸命のリハビリにより学校へ通えるようになったものの、野球の練習はできないので、次第に仲間とも距離を置き、自宅に引きこもりがちとなった。



【スライド4】

## まとめ

解決するためには、まず相談。  
問題を外に出すことから始まる  
そのために、相談先の周知が大切



### 長崎県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【スライド5】